

聲ヲ挙ゲテ引上ゲタリ。

之ガ爲メ所轄警察署ハ標識損壞ニ関スル刑法第二六一條ニヨリ送致スル方針ノ下ニ組合員十名ヲ檢挙シタリシガ地元有志ノ斡旋ニテ一應身柄ヲ引取ラレ周囲ノ事情小作人ニ不利ナル爲メ小作人側ハ遂ニ昭和六年四月二日福岡地方裁判所小倉支部ニ調停申立テ遺地一及当四百五十円作離料及爭議費用ニ百五十円ヲ要求セリ。

爾未調停委員會ヲ開キ徹宵スルヨトニ固ニ及ビシガ遂ニ(一)作物補償トシテ金ニ百二十円交付(二)爭議費用五百円(三)整理後割當テラレタル換地ヲ従前通り耕作ナシタルコトノ三條件ヲ基本トシテ和氣屬々裡ニ解決セリ。

三當事者及第三者ノ主張

(一)小作人側ノ要求

尾等小作爭議ニ於ケル小作人等ガ其ノ要求ノ理由トスル所ハ多々アルモ各種ノ決議又ハ陳情等ニヨリ之ヲ要約スレバ

- (イ) 都市郊外ニ於テ僅カニ七八反ノ耕作ヲナシ既ニ農業經營ノ採算ノ限度ニ達セルモノガ二割以上ノ遺地ヲ生シテハ農業經營ヲ持續シ行ク能ハザル故ニ遺地ヨリ生ズル損害ニ対シテ相当ノ補償ヲ要求スルノミナラス
- (ロ) 農耕地接止ヲ前提トシ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲ニ施行スル該工事完成後ハ耕地ヲ引上ゲラル、遺アルノミナラス擁護排水等ニ不便ヲ未タシ点々家屋建築セラル、曉ニハ風採光ヲ妨ガ收穫ノ減少ヲ来ス
- (ハ) 小作人ヲシテ一切事業ニ関與セシメズ地主本位ニ換地